

議案第十八号

港区建築審査会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区建築審査会条例の一部を改正する条例

港区建築審査会条例（昭和五十八年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（委員の任期）

第二条の二 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

付 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日において港区建築審査会の委員である者の任期は、この条例による改正後の港区建築審査会条例第二条の二第一項の規定にかかわらず、平成二十九年三月三十一日までとする。

(説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部改正に伴う条例制定権限の拡大により、建築審査会の委員の任期を定める必要があるため、本案を提出いたします。